

令和4年度 介護サービス提供事業者に対する運営指導実施結果

令和5年5月1日時点

1 運営指導実績

実施日	事業者名	事業所名	サービス種別
令和4年6月16日	株式会社 ベンチャーバンク	リハビリフィットネス ゆずりは 府中是政	地域密着型通所介護
令和4年6月27日	有限会社 エクイット	ジョーバラボしんまち	地域密着型通所介護
令和4年6月30日	株式会社 ファニービジョン	ゆめさき	地域密着型通所介護
令和4年7月13日 令和4年7月14日	社会福祉法人 広域福祉会	特別養護老人ホーム 府中若松苑	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
令和4年7月19日	ファミリー・ホスピス株式会社	居宅介護支援事業所 ファミリー・ホスピス府中	居宅介護支援
令和4年7月29日	わそら合同会社	わそら街なか在宅療養相談所	居宅介護支援
令和4年8月5日	株式会社 エストゥルース・ケア	エスケアサポート府中	居宅介護支援
令和4年8月17日	株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンター西府	認知症対応型共同生活介護
令和4年8月30日	A L S O K介護株式会社	グループホーム みんなの家・府中	認知症対応型共同生活介護
令和4年9月14日	株式会社 佐藤総研	グループホーム こもれび家族	認知症対応型共同生活介護
令和4年9月27日	社会福祉法人 正吉福祉会	グループホーム よつや正吉苑	認知症対応型共同生活介護
令和4年10月6日 令和4年10月7日	社会福祉法人 府中西和会	特別養護老人ホーム 鳳仙寮	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
令和4年10月20日	社会福祉法人 多摩同胞会	府中市あさひ苑居宅介護支援事業所	居宅介護支援
令和4年10月27日	医療法人社団 佑樹会	指定居宅介護支援事業所 ふれあいの里	居宅介護支援
令和4年11月2日 令和4年11月4日	社会福祉法人 茶屋の園	特別養護老人ホーム たちばなの園白糸台	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
令和4年11月11日	合同会社 押立ケアサポート	ケアプラン 絆	居宅介護支援
令和4年11月21日	合同会社 エフォート	居宅介護支援事業所 ゆーかり	居宅介護支援
令和4年11月24日	株式会社 ウチヤマ訪問入浴サービス	ウチヤマ居宅介護支援事業所	居宅介護支援
令和4年12月2日	パナソニックエイジフリー株式会社	パナソニックエイジフリーケアセンター府中柴町・小規模多機能	小規模多機能型居宅介護
令和4年12月12日	株式会社 大洋	居宅介護支援事業所 おりーぶ	居宅介護支援
令和4年12月19日	ファミリー・ホスピス株式会社	訪問介護ファミリー・ホスピス府中	訪問介護
令和4年12月23日	合同会社 ウェザリア	介護相談オフィスのあ	居宅介護支援
令和5年2月24日	社会福祉法人 府中西和会	鳳仙寮居宅介護支援事業所	居宅介護支援
令和5年3月2日	有限会社 やすらぎ	居宅介護支援事業所 やすらぎ	居宅介護支援

2 主な文書指摘の内容（※1）

サービスの分類	主な指摘事項（※2）
居宅サービス	目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した計画を作成すること。
	介護計画の実施状況や評価について、利用者又は家族に対して説明を行うこと。
地域密着型サービス	宿直勤務にあたる者について、必要な数以上配置すること。
	利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所の従業員の勤務体制を定めること。
	ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。
	利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
	目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成すること。
	非常災害（地震・風水害・火災）に備えるための具体的な計画の策定、体制の整備、従業員への周知及び必要な訓練を定期的に行うこと。
	報告すべき内容の事故が発生した場合は市に報告すること。
申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項は掲示（閲覧可）すること。	

施設サービス	非常災害（地震・風水害・火災）に備えるための具体的な計画の策定、体制の整備、従業員への周知及び必要な訓練を定期的に行うこと。
	ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。
	利用者に面接した上で、定期的にモニタリングを行い、内容を記録すること。
	計画担当介護支援専門員がアセスメントを行い、施設サービス計画書の原案を作成すること。
	計画担当介護支援専門員は施設サービス計画書の原案について、サービス担当者会議において、各専門職員からの意見を求めること。
	計画担当介護支援専門員は施設サービス計画書の原案について、入所者又はその家族に対して説明し、入所者の同意を得ること。
	利用者の状況や環境を踏まえた在宅復帰の可能性について定期的に協議を行うこと。
	入退所に関して利用者の被保険者証に各日付を記載すること。
	介護サービスを適切に実施し、記録をすること。
	入浴は適切な方法で実施すること。実施しない（できない）時は理由を記録すること。
療養食加算は、療養食の提供が行われている期間について算定を行うこと。	
居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員の配置は1人以上の常勤であること。
	利用申込者又はその家族に対し、重要事項（法改正に伴う内容の更新を行う）を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
	前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けされた訪問介護、通所介護、福祉用具及び地域密着型通所介護の事業所の占める割合等につき説明し、理解を得ること。
	利用者が入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院等に伝えるよう求めること。
	事業所ごとに介護支援専門員その他の従業員の勤務体制を定めること。
	ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。
	アセスメントを実施し、記録すること。
	サービス担当者会議を開催し、専門的な見地からの意見を求めること。
	居宅サービス計画を作成した際には、利用者及び担当者に交付すること。
	モニタリングは少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問、面接した上でを行い、結果を記録すること。
	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合は主治の医師等の指示を求めること。また意見を求めた医師等に居宅サービス計画を交付すること。
	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は利用の妥当性を検討し、計画に必要な理由を記載すること。継続利用の際はサービス担当者会議で同様に検証し記録すること。
	利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ること。
	事業の運営についての重要事項に関する規定を定めること。
厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定し、減算が2月以上継続している場合には、所定単位数を算定しないこと。	

※1 事業者から文書で改善を求める必要がある指摘の内容です。

※2 運営指導における確認作業は、原則サンプル抽出方式での確認となりますので、抽出したサンプルにおいて検出された指摘事項となります。